

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

目次 （略）

第1章 総則

（用語の定義）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用語の意味
16 契約者カード	モバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がモバイルアクセスサービスの提供のために契約者に貸与するもの

第2章 モバイルアクセスサービスの種別等

（モバイルアクセスサービスの種別）

第3条の2 モバイルアクセスサービスには、次の種別があります。

種 別	内 容
カテゴリーX	株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸X i サービスを利用して提供するもの
<u>カテゴリーG</u>	<u>オレンジビジネスサービスジャパン株式会社のMachine to Machineサービスを利用して提供するもの</u>
カテゴリーW	株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸X i サービスを利用して提供するものであって、カテゴリーX以外のもの

（モバイルアクセスサービスの通信モード）

第4条の2 モバイルアクセスサービスには、次の通信モードがあります。

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

目次 （略）

第1章 総則

（用語の定義）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用語の意味
16 契約者カード	モバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカード又はチップであって、当社がモバイルアクセスサービスの提供のために契約者に貸与するもの

第2章 モバイルアクセスサービスの種別等

（モバイルアクセスサービスの種別）

第3条の2 モバイルアクセスサービスには、次の種別があります。

種 別	内 容
カテゴリーX	株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸X i サービスを利用して提供するもの

カテゴリーW	株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸X i サービスを利用して提供するものであって、カテゴリーX以外のもの
--------	---

<u>カテゴリーF</u>	<u>株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸X i サービスを利用して提供するものであって、カテゴリーX又はカテゴリーW以外のもの</u>
---------------	--

<u>カテゴリーG</u>	<u>オレンジビジネスサービスジャパン株式会社のMachine to Machineサービスを利用して提供するもの</u>
---------------	---

（モバイルアクセスサービスの通信モード）

第4条の2 モバイルアクセスサービスには、次の通信モードがあります。

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

通信モード	内 容
(略)	(略)
備考	
1 当社は、カテゴリ-X及びカテゴリ-Gに係るモバイルアクセスサービスに限り、データモードを提供します。 2 当社は、カテゴリ-Wに係るモバイルアクセスサービスに限り、ボイスモードを提供します。 3 当社はカテゴリ-Wに係るモバイルアクセスサービスに限り、64kb/sデジタルモードを提供します。	

通信モード	内 容
(略)	(略)
備考	
1 当社は、カテゴリ-X、 カテゴリ-F 及びカテゴリ-Gに係るモバイルアクセスサービスに限り、データモードを提供します。 2 (略) 3 (略)	

第4章 契約

(モバイルアクセス契約申込の承諾)

第9条 当社は、モバイルアクセス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのモバイルアクセス契約の申込みを承諾しないことがあります。

(8) カテゴリ-X又はカテゴリ-Gに係るものにあつては、次の場合に該当するとき。

ア モバイルアクセス契約の申込みをした者が、法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。以下本号において同じとします。）でないとき。

イ モバイルアクセスサービスの利用目的が、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であつて、法人以外の者への提供であるとき。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、カテゴリ-X又はカテゴリ-Gに係るモバイルアクセス契約の申込みの場合において、1のモバイルアクセス契約群識別番号に異なる名義のモバイルアクセス回線番号が属することとなるときは、そのモバイルアクセス契約の申込みを承諾しません。

(利用権の譲渡)

第12条 利用権（モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約に基づいてモバイルアクセスサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

第4章 契約

(モバイルアクセス契約申込の承諾)

第9条 当社は、モバイルアクセス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのモバイルアクセス契約の申込みを承諾しないことがあります。

(8) カテゴリ-X、[カテゴリ-F](#)又はカテゴリ-Gに係るものにあつては、次の場合に該当するとき。

ア (略)

イ (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、カテゴリ-X、[カテゴリ-F](#)又はカテゴリ-Gに係るモバイルアクセス契約の申込みの場合において、1のモバイルアクセス契約群識別番号に異なる名義のモバイルアクセス回線番号が属することとなるときは、そのモバイルアクセス契約の申込みを承諾しません。

(利用権の譲渡)

第12条 利用権（モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約に基づいてモバイルアクセスサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属モバイルアクセスサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(7) カテゴリー-X又はカテゴリー-Gに係るものにあつては、次の場合に該当するとき。

ア 利用権を譲り受けようとする者が、法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。以下本号において同じとします。）でないとき。

イ 利用権を譲り受けようとする者の利用目的が、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であつて、法人以外の者への提供であるとき。

ウ その利用権の譲渡により、1のモバイルアクセス契約群識別番号に異なる名義のモバイルアクセス回線番号が属することとなるとき

4 (略)

(モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除)

第13条 当社は、モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属モバイルアクセスサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行うモバイルアクセス契約の解除)

第14条 当社は、第18条（利用停止）の規定によりモバイルアクセスサービスの利用を停止されたモバイルアクセス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのモバイルアクセス契約を解除することがあります。

6 当社は、前5項の規定により、そのモバイルアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめモバイルアクセス契約者にそのことを通知します。

2 (略)

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(7) カテゴリー-X、カテゴリー-F又はカテゴリー-Gに係るものにあつては、次の場合に該当するとき。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

4 (略)

(モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除)

第13条 当社は、モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する方法により通知していただきます。

(当社が行うモバイルアクセス契約の解除)

第14条 当社は、第18条（利用停止）の規定によりモバイルアクセスサービスの利用を停止されたモバイルアクセス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのモバイルアクセス契約を解除することがあります。

6 第1項及び第2項に規定するほか、当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリー-Fに係る者に限ります。以下本項において同じとします。）からの契約者カードに係る故障等の申告により、その契約者カードに故障が発生したと判断したときは、そのモバイルアクセス契約者の同意をもって、その契約者カードに係るモバイルアクセス契約を解除することがあります。

7 当社は、前6項の規定により、そのモバイルアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめモバイルアクセス契約者にそのことを通知します。

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

第6章 モバイルアクセス回線番号の登録等

第2節 契約者カードの貸与

(契約者カードの貸与)

第16条の2 当社は、モバイルアクセス契約者へ契約者カードを貸与します。この場合において、貸与する契約者カードの数は、1のモバイルアクセス契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する契約者カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(契約者カードの返還)

第16条の4 契約者カードの貸与を受けているモバイルアクセス契約者は、次の場合には、その契約者カードを当社が指定するモバイルアクセスサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

(1) そのモバイルアクセス契約の解除があったとき。

(2) その他契約者カードを利用しなくなったとき。

第9章 料金等

第2節 料金等の支払義務

(利用料の支払義務)

第6章 モバイルアクセス回線番号の登録等

第2節 契約者カードの貸与等

(契約者カードの貸与)

第16条の2 当社は、モバイルアクセス契約者へ契約者カードを貸与します。この場合において、貸与する契約者カードの数は、1のモバイルアクセス契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する契約者カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをモバイルアクセス契約者に通知します。

(契約者カードの取扱い)

第16条の4 契約者カードの貸与を受けているモバイルアクセス契約者は、モバイルアクセス契約に係る契約者カードを次のとおり取扱うものとします。

(1) (2)以外の場合

モバイルアクセス契約の解除があったとき又はその他契約者カードを使用しなくなったときは、その契約者カードを当社が指定するモバイルアクセスサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

(2) モバイルアクセス契約がカテゴリFの場合

モバイルアクセス契約の解除があったときは、契約者カードの所有権は当社からモバイルアクセス契約者へ移転するものとし、モバイルアクセス契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。この場合、当社は、契約者カードを構成する物質について、モバイルアクセス契約を申込み者又はモバイルアクセス契約者に開示し、モバイルアクセス契約者は、法令に従い、自己の責任と費用負担において、契約者カードを処分するものとします。

第9章 料金等

第2節 料金等の支払義務

(利用料の支払義務)

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

第21条の2 モバイルアクセス契約者（カテゴリ-Xに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、そのモバイルアクセス契約に基づいて当社がモバイルアクセスサービスの提供を開始した日から起算して、モバイルアクセス契約の解除があった日の前日までの期間（モバイルアクセスサービスの提供を開始した日とモバイルアクセス契約の解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、利用料（定額利用料及びユニバーサルサービス料に限ります。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。

2 （略）

第12章 雑則

（利用に係るモバイルアクセス契約者の義務）

第36条 モバイルアクセス契約者は、次のことを守っていただきます。

(5) 削除

(6) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信すること。

(7) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと。

(8) (7)までに規定するほか、利用に係るモバイルアクセス契約者の義務については、当社のIP通信網サービス契約約款に定める契約者（ボイスモードの通信を行うことができるサービスの提供を受ける者に限ります。）の義務に準じるものとします。

2 モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセス契約者が前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を負担していただきます。

3 モバイルアクセス契約者（カテゴリ-X又はカテゴリ-Gに係る者に限ります。）は、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスを法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。）以外の者へ提供しないものとします。

第37条 削除

（技術資料の閲覧）

第38条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、モバイルアクセスサービス（カテゴリ-X及びカテゴリ-Gを除きます。）を利用するうえで参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第21条の2 モバイルアクセス契約者（カテゴリ-X又はカテゴリ-Fに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、そのモバイルアクセス契約に基づいて当社がモバイルアクセスサービスの提供を開始した日から起算して、モバイルアクセス契約の解除があった日の前日までの期間（モバイルアクセスサービスの提供を開始した日とモバイルアクセス契約の解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、利用料（定額利用料及びユニバーサルサービス料に限ります。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。

2 （略）

第12章 雑則

（利用に係るモバイルアクセス契約者の義務）

第36条 モバイルアクセス契約者は、次のことを守っていただきます。

(5) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信すること。

(6) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと。

(7) (6)までに規定するほか、利用に係るモバイルアクセス契約者の義務については、当社のIP通信網サービス契約約款に定める契約者（ボイスモードの通信を行うことができるサービスの提供を受ける者に限ります。）の義務に準じるものとします。

2 （略）

3 モバイルアクセス契約者（カテゴリ-X、カテゴリ-F又はカテゴリ-Gに係る者に限ります。）は、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスを法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。）以外の者へ提供しないものとします。

第37条 削除

（技術資料の閲覧）

第38条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、モバイルアクセスサービス（カテゴリ-X、カテゴリ-F及びカテゴリ-Gを除きます。）を利用するうえで参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

別記 (略)

料金表

通則

(モバイルアクセスサービスの通信の相手先等)

15 モバイルアクセスサービスの通信の相手先等については、次のとおりとします。

- (1) モバイルアクセス契約者は、次に定める通信の相手先等との通信に限り行うことができます。この場合において、当社の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

ア 削除

イ 削除

ウ カテゴリ-X又はカテゴリ-Gに係るもの

当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービスに係る1の電気通信設備

エ カテゴリ-Wに係るもの

株式会社NTTドコモ並びに株式会社NTTドコモのXiサービス契約約款及びFOMAサービス契約約款に定める協定事業者の設置する1の電気通信設備

- (2) モバイルアクセス契約者は、次に掲げる符号伝送速度までの符号伝送を行うことができます。

ア 削除

イ 削除

ウ 削除

エ カテゴリ-X及びカテゴリ-Gに係るもの

150Mbit/s又は14.4Mbit/s

- (3) モバイルアクセス契約者（カテゴリ-X（そのコース区分がゼロコースに係るものを除きます。）に係る者に限ります。）は、次のとおりエリアメールを受信することができます。

ア モバイルアクセス契約者は、契約事業者とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、当社及び契約事業者が定める方法により、制御信号を利用して受信することができます。

イ アに規定する災害等の情報は、第18条（利用停止）の規定にかかわらず、利用停止されている場合であっても受信することができます。

別記 (略)

料金表

通則

(モバイルアクセスサービスの通信の相手先等)

15 モバイルアクセスサービスの通信の相手先等については、次のとおりとします。

- (1) モバイルアクセス契約者は、次に定める通信の相手先等との通信に限り行うことができます。この場合において、当社の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

ア カテゴリ-X、カテゴリ-F又はカテゴリ-Gに係るもの

当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービスに係る1の電気通信設備

イ カテゴリ-Wに係るもの

株式会社NTTドコモ並びに株式会社NTTドコモのXiサービス契約約款及びFOMAサービス契約約款に定める協定事業者の設置する1の電気通信設備

- (2) 削除

- (3) モバイルアクセス契約者（カテゴリ-X（そのコース区分がゼロコースに係るものを除きます。）に係る者又はカテゴリ-F（そのコース区分がゼロコースに係るものを除きます。）に係る者に限ります。）は、次のとおりエリアメールを受信することができます。

ア (略)

イ (略)

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容				
(2) (略)	<p>当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリ-Xに係るものに限ります。）に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ モバイルアクセスサービス（カテゴリ-Xに係るものに限ります。）には、次表のとおりプラン区分又はコース区分があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">プラン区分</th> <th style="width: 50%;">コース区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～4 (略)</p> <p>5 当社は、モバイルアクセスサービス（通信量コースに係るものに限ります。）について、次の場合には、その料金月におけるモバイルアクセスサービスの利用を制限します。</p> <p>(1) (2)又は(3)以外のもの</p> <p style="padding-left: 20px;">1の料金月の通信量の合計がそのコース区分に係る基本容量を超えた場合</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>（この場合において、ECOプランについてはその通信速度を30kb/sに制限します。）</u></p>	プラン区分	コース区分	(略)	(略)
プラン区分	コース区分				
(略)	(略)				

[\(4\) カテゴリ-Xに係るモバイルアクセスサービスとカテゴリ-Fに係るモバイルアクセスサービスは、Universal Oneサービス契約約款（第1編）に規定する同一のVPNグループに属することはできません。](#)

[この場合において、それぞれが別のVPNグループに属した上で、VPN間接続機能を利用して通信することはできます。](#)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容				
(2) (略)	<p>当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリ-Xに係るものに限ります。）に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ モバイルアクセスサービス（カテゴリ-Xに係るものに限ります。）には、次表のとおりプラン区分又はコース区分があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">プラン区分</th> <th style="width: 50%;">コース区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～4 (略)</p> <p>5 当社は、モバイルアクセスサービス（通信量コースに係るものに限ります。）について、次の場合には、その料金月におけるモバイルアクセスサービスの利用を制限します。</p> <p>(1) (2)又は(3)以外のもの</p> <p style="padding-left: 20px;">1の料金月の通信量の合計がそのコース区分に係る基本容量を超えた場合</p>	プラン区分	コース区分	(略)	(略)
プラン区分	コース区分				
(略)	(略)				

モバイルアクセスサービス契約約款【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

(2) 基本容量シェアグループに属するものであって、(3)以外のもの

基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量及びそのコース区分に係る基本容量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が基本容量の合計を超えた場合

(この場合において、その基本容量シェアグループにE C Oプランを含むときは、その基本容量シェアグループに属する全てのモバイルアクセスサービスの通信速度を30kb/sに制限します。)

(3) 基本容量シェアグループに属するものであって、1の基本容量シェアグループに係る基本容量の合計が100テラバイトを超えるもの

基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量の合計が100テラバイトを超えた場合

(この場合において、その基本容量シェアグループにE C Oプランを含むときは、その基本容量シェアグループに属する全てのモバイルアクセスサービスの通信速度を30kb/sに制限します。)

(2) 基本容量シェアグループに属するものであって、(3)以外のもの

基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量及びそのコース区分に係る基本容量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が基本容量の合計を超えた場合

(3) 基本容量シェアグループに属するものであって、1の基本容量シェアグループに係る基本容量の合計が100テラバイトを超えるもの

基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量の合計が100テラバイトを超えた場合

(3) 削除

(3) モバイルアクセスサービス(カテゴリーFに係るものに限ります。)に係る定額利用料の適用

当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーFに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る定額利用料の適用について、次のとおり定めます。

モバイルアクセスサービスには、次表のとおりコース区分があります。

<u>コース区分</u>	
<u>基本コース</u>	<u>ゼロコース</u>

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

	スタンバイコース
通信量コース	3MBコース
	10MBコース
	30MBコース
	50MBコース
	100MBコース
	500MBコース
	1GBコース
	3GBコース
	7GBコース
	15GBコース
	30GBコース
50GBコース	

[備考](#)

- 1 当社は、モバイルアクセス契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ（同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属するモバイルアクセス契約であって、モバイルアクセス契約者の指定するモバイルアクセス契約（通信量コースに係るものに限り、）から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）を設定します。
- 2 1の基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の数は、30,000を上限とします。
- 3 当社は、モバイルアクセス契約者から基本容量シェアグループの設定若しくは廃止又は基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の追加若しくは除外の申出（いずれも当社が指定する方法によるものとします。）があったときは、その設定等の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

4 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の解除があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約を基本容量シェアグループから除外し、同時にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該解除がなされた月の備考7(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該解除がなされたモバイルアクセス契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

5 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約にサスペンド（ウで規定するものをいいます。以下同じとします。）があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該サスペンドがなされた月の備考7(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該サスペンドがなされたモバイルアクセス契約のその月の通信量は、当該サスペンドがなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

6 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約においてサスペンドの解除があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該サスペンドの解除がなされた月の備考7(2)又は(3)に定める基本容量の合計に追加するものとします。

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

7 当社は、モバイルアクセスサービス（通信量コースに係るものに限り、）について、次の場合には、その料金月におけるモバイルアクセスサービスの利用を制限します。

(1) (2)又は(3)以外のもの

1の料金月の通信量の合計がそのコース区分に係る基本容量を超えた場合

(2) 基本容量シェアグループに属するものであって、(3)以外のもの

基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量及びそのコース区分に係る基本容量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が基本容量の合計を超えた場合

(3) 基本容量シェアグループに属するものであって、1の基本容量シェアグループに係る基本容量の合計が100テラバイトを超えるもの

基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量の合計が100テラバイトを超えた場合

8 当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーFに係るものに限り、）の規定を適用するにあたり、1,048,576バイトを1メガバイトとし、1,048,576メガバイトを1テラバイトとします。

イ 当社は、モバイルアクセスサービスに係る定額利用料については、1のモバイルアクセス契約（カテゴリーFに係るものに限り、）以下この欄において同じとします。）ごとに次の（ア）から（オ）までのとおり適用します。

(ア) 基本コース

<u>コース区分</u>	<u>内 容</u>
--------------	------------

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

<u>ゼロコース</u>	<u>契約者カードの貸与のみを行い、通信を行うことができないように設定するもの</u>
<u>スタンバイコース</u>	<u>接続確認及び疎通確認程度の通信を行うことができるように設定するもの</u>
<u>備考</u>	
<p>1 <u>当社は、ゼロコースの提供を開始した日を含む料金を1料金月目として12料金月目の末日までをゼロコースの最長提供期間とします。</u></p> <p>2 <u>当社は、1に規定するゼロコースの最長提供期間内に、モバイルアクセス契約者からモバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更の請求がなかったときは、ゼロコースからスタンバイコースへの区分の変更を行います。この場合、スタンバイコースの提供開始日は、ゼロコースの最長提供期間が満了する料金月の翌料金月の初日とします。</u></p> <p>3 <u>ゼロコースに係るモバイルアクセス契約の申込みを行う者は、1及び2に規定するゼロコースの最長提供期間及び最長提供期間満了後のスタンバイコースへの自動移行について、あらかじめ同意していただきます。</u></p> <p>4 <u>スタンバイコースに係るモバイルアクセス契約は、申込みを行うことができません。</u></p> <p>5 <u>モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更について、次に掲げる変更を請求することはできません。</u></p> <p>(1) <u>スタンバイコース又は(イ)のいずれかのコース区分からゼロコースへの変更</u></p> <p>(2) <u>ゼロコース又は(イ)のいずれかのコース区分からスタンバイコースへの変更</u></p>	

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

6 モバイルアクセス契約者（ゼロコース又はスタンバイコースに係る者に限ります。）は、モバイルアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめそのモバイルアクセス契約について（イ）のいずれかへのコース区分の変更を行い、変更後の区分において、モバイルアクセス契約の解除を通知していただきます。

(イ) 通信量コース

コース区分	内 容
3MBコース	1の料金月における基本容量を3メガバイトに設定するもの
10MBコース	1の料金月における基本容量を10メガバイトに設定するもの
30MBコース	1の料金月における基本容量を30メガバイトに設定するもの
50MBコース	1の料金月における基本容量を50メガバイトに設定するもの
100MBコース	1の料金月における基本容量を100メガバイトに設定するもの
500MBコース	1の料金月における基本容量を512メガバイトに設定するもの
1GBコース	1の料金月における基本容量を1,024メガバイトに設定するもの
3GBコース	1の料金月における基本容量を3,072メガバイトに設定するもの
7GBコース	1の料金月における基本容量を7,168メガバイトに設定するもの
15GBコース	1の料金月における基本容量を15,360メガバイトに設定するもの
30GBコース	1の料金月における基本容量を30,720メガバイトに設定するもの

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

50GBコース	1の料金月における基本容量を 51,200メガバイトに設定するもの
---------	--------------------------------------

(ウ) モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更を請求することができます。

ただし、(ア)から(イ)までにおいて、コース区分の変更を請求することができない場合が定められているときは、その定めによります。

(エ) モバイルアクセス契約者は、提供開始日（モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更があった場合の、変更後の区分の提供開始日を含みます。）を含む料金月を1料金月目として3料金月目の当社が指定する日以後に限り、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更の請求を行うことができます。

ただし、ゼロコース又はスタンバイコースから(イ)のいずれかのコース区分への変更の請求については、随時行うことができます。

(オ) 当社は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更の請求があったときは、変更後のコース区分の料金を、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ただし、ゼロコースから(イ)のいずれかのコース区分への変更については、変更後のコース区分の料金を、その変更の承諾日から適用します。

ウ 当社は、カテゴリーFの通信量コースについて、次に定めるところによりライフサイクル管理機能（モバイルアクセス契約者がサスペンドをすることができる機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

(ア)「サスペンド」とは、そのモバイルアクセス契約の通信を一時的に利用不可とすることであって、その期間中、そのモバイルアクセス契約の料金コースに対応する定額利用料とは異なる定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。

(イ) 当社は、サスペンドを開始した日を含む料金月を1料金月目として6料金月目の末日までをサスペンドの最長適用期間とします。

(ウ) 当社は、(イ)に規定するサスペンドの最長適用期間内に、モバイルアクセス契約者がサスペンドの適用を解除しなかったときは、サスペンドの最長適用期間が満了する料金月の最終日をもってそのサスペンドを解除します。

(エ) サスペンドに係るモバイルアクセス契約の申込みを行う者は、(イ)及び(ウ)に規定するサスペンドの最長適用期間及び最長適用期間満了時のサスペンドの自動適用解除について、あらかじめ同意していただきます。

(オ) サスペンドの開始に係る条件は、次のとおりとします。

A その開始日の翌日から、そのモバイルアクセス契約の通信量コースの基本容量を削除します。

B その開始日の翌日から、サスペンドに係る定額利用料を適用します。

(カ) サスペンドの解除に係る条件は、次のとおりとします。

A その解除日の当日から、そのモバイルアクセス契約にそのモバイルアクセス契約の通信量コースの基本容量を再適用します。

B その解除の当日から、そのモバイルアクセス契約にそのモバイルアクセス契約の通信量コースの定額利用料を再適用します。

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

(キ) 当社は、モバイルアクセス契約者が1日にサスペンドの開始又は解除を複数回実施したときは、当該日の最後に実施したものをその日のサスペンドの状態として、その状態に応じて(オ)又は(カ)の規定を適用します。

エ 当社は、カテゴリFについて、通信中断機能（そのモバイルアクセス契約の通信を一時的に利用不可とすることであって、その期間中、そのモバイルアクセス契約の料金コースに対応する定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。）を提供します。

オ 当社は、第20条（通信利用の制限）に定める特定の機関に係る通信の優先的な取扱いは、カテゴリFには適用しません。

2 料金額

2-1 定額利用料

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-7 カテゴリFに係るもの

(1) 基本コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

<u>コース区分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>ゼロコース</u>	<u>—</u>
<u>スタンバイコース</u>	<u>150円（165円）</u>

(2) 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

<u>コース区分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>3MBコース</u>	<u>190円(209円)</u>
<u>10MBコース</u>	<u>210円(231円)</u>
<u>30MBコース</u>	<u>230円(253円)</u>
<u>50MBコース</u>	<u>250円(275円)</u>
<u>100MBコース</u>	<u>300円(330円)</u>
<u>500MBコース</u>	<u>520円(572円)</u>

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

1GBコース	800円(880円)
3GBコース	1,300円(1,430円)
7GBコース	2,000円(2,200円)
15GBコース	4,000円(4,400円)
30GBコース	7,500円(8,250円)
50GBコース	12,000円(13,200円)

(3) サスペンドに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

<u>区分</u>	<u>料 金 額</u>
サスペンド	30円(33円)

2-5 付加機能利用料

2-5-1 [2-5-2及び2-5-3以外のもの](#)

2-5-1-1 モバイルアクセス契約者があらかじめ請求を行うことにより提供するもの

2-5 付加機能利用料

2-5-1 [カテゴリ-X又はカテゴリ-Fに係るもの](#)

2-5-1-1 モバイルアクセス契約者があらかじめ請求を行うことにより提供するもの

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

区 分	単 位	料 金 額
<p><u>国</u> <u>際</u> <u>ロ</u> <u>ー</u> <u>ミ</u> <u>ニ</u> <u>ン</u> <u>グ</u> <u>機</u> <u>能</u></p> <p>契約者カードを装着した移動無線装置が、当社が別に定める国際ローミング事業者に係る電気通信サービスの提供区域に在圏している場合に、その国際ローミング事業者に係る電気通信サービスを経由してモバイルアクセスサービスを利用することができる機能</p> <p>備考 (略)</p>	(略)	(略)

区 分	単 位	料 金 額
<p><u>基</u> <u>本</u> <u>容</u></p> <p>1の料金月におけるモバイルアクセスに係る基本容量を追加することができる機能</p>	(略)	(略)

2-5-1-1-1 国際ローミング機能

区 分	単 位	料 金 額
<p>契約者カードを装着した移動無線装置が、当社が別に定める国際ローミング事業者に係る電気通信サービスの提供区域に在圏している場合に、その国際ローミング事業者に係る電気通信サービスを経由してモバイルアクセスサービスを利用することができる機能</p> <p>備考 (略)</p>	(略)	(略)

2-5-1-1-2 基本容量追加機能

区 分	単 位	料 金 額
<p>1の料金月におけるモバイルアクセスに係る基本容量を追加することができる機能</p>	(略)	(略)

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

量
追
加
機
能

備考

- 1 [当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリ-Xの通信量コースに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。](#)
- 2 この機能の申込みの方法については、当社が指定するところによります。
- 3 基本容量の追加は、512メガバイトを単位とし、1の料金月において10,240メガバイトまで行うことができます。
- 4 1のモバイルアクセス契約が利用制限後であっても、そのモバイルアクセス契約への基本容量の追加があり利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、利用制限を解除します。
- 5 1の基本容量シェアグループに係る全てのモバイルアクセス契約が利用制限後であっても、その基本容量シェアグループに係るいずれかのモバイルアクセス契約への基本容量の追加があり利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、その基本容量シェアグループに係る全てのモバイルアクセス契約の利用制限を解除します。この場合、基本容量シェアグループに係るモバイルアクセス契約への基本容量の追加による利用制限解除の効果は、100テラバイトを上限とします。
- 6 当社は、基本容量の追加を、その申込のあった料金月に限り適用し、1の料金月における基本容量に達していない場合であっても、基本容量追加の残量を翌料金月には追加しません。
- 7 当社は、1の料金月における実際の通信量にかかわらず、この機能により申込みされた基本容量に応じた付加機能利用料を適用します。

備考

- 1 この機能の申込みの方法については、当社が指定するところによります。
- 2 基本容量の追加は、512メガバイトを単位とし、1の料金月において10,240メガバイトまで行うことができます。
- 3 1のモバイルアクセス契約が利用制限後であっても、そのモバイルアクセス契約への基本容量の追加があり利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、利用制限を解除します。
- 4 1の基本容量シェアグループに係る全てのモバイルアクセス契約が利用制限後であっても、その基本容量シェアグループに係るいずれかのモバイルアクセス契約への基本容量の追加があり利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、その基本容量シェアグループに係る全てのモバイルアクセス契約の利用制限を解除します。この場合、基本容量シェアグループに係るモバイルアクセス契約への基本容量の追加による利用制限解除の効果は、100テラバイトを上限とします。
- 5 当社は、基本容量の追加を、その申込のあった料金月に限り適用し、1の料金月における基本容量に達していない場合であっても、基本容量追加の残量を翌料金月には追加しません。
- 6 当社は、1の料金月における実際の通信量にかかわらず、この機能により申込みされた基本容量に応じた付加機能利用料を適用します。

2-5-1-1-3 通信制御機能

	区 分	単 位	料 金 額
通 信 制	同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属する契約者回線相互間の通信を不可能とする機能	(略)	(略)

	区 分	単 位	料 金 額
	同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属する契約者回線相互間の通信を不可能とする機能	(略)	(略)

モバイルアクセスサービス契約約款【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

<u>御機能</u>	モバイルアクセスサービスから当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービスへの通信先を制御する機能	(略)	(略)
<p>備考</p> <p>1 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリ-Xに係る者に限りま す。）に限り、モバイルアクセス契約者識別番号ごとにこの機能を提供します。</p> <p>ただし、アクセス方式混在機能又は国際ローミング機能を利用する場合は、それぞれの通信方式ごとにこの機能を提供します。</p>			

	区 分	単 位	料 金 額
<u>アクセス方式混在機能</u>	1のモバイルアクセス契約群識別番号において、3GとLTEを混在可能とする機能	(略)	(略)
備考 (略)			

2-5-1-2 2-5-1-1以外のもの

	区 分	単 位	料 金 額

	モバイルアクセスサービスから当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービスへの通信先を制御する機能	(略)	(略)
<p>備考</p> <p>1 当社は、モバイルアクセス契約者識別番号ごとにこの機能を提供します。ただし、アクセス方式混在機能又は国際ローミング機能を利用する場合は、それぞれの通信方式ごとにこの機能を提供します。</p>			

2-5-1-1-4 アクセス方式混在機能

	区 分	単 位	料 金 額
	1のモバイルアクセス契約群識別番号において、3GとLTEを混在可能とする機能	(略)	(略)
備考 (略)			

2-5-1-2 2-5-1-1以外のもの

簡易メール(SMS)機能

	区 分	単 位	料 金 額

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

簡 易 メ ー ル （ S M S ） 機 能	制御信号を利用して、文字、数字又は記号等（以下この欄において「メッセージ」といいます。）の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。）を行うもの	（略）		（略）
備考 （略）				

制御信号を利用して、文字、数字又は記号等（以下この欄において「メッセージ」といいます。）の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。）を行うもの	（略）		（略）
備考 （略）			

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 開通手数料</td> <td>モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ 認証機能変更手数料</td> <td>モバイルアクセスサービス（カテゴリーGに係るものに限ります。）に係る電気通信設備（移動無線装置を除きます。）の設定に関する変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 削除</p>	種 別	内 容	ア 開通手数料	モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ウ 認証機能変更手数料	モバイルアクセスサービス（カテゴリーGに係るものに限ります。）に係る電気通信設備（移動無線装置を除きます。）の設定に関する変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容						
ア 開通手数料	モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
ウ 認証機能変更手数料	モバイルアクセスサービス（カテゴリーGに係るものに限ります。）に係る電気通信設備（移動無線装置を除きます。）の設定に関する変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 開通手数料</td> <td>モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (ア) (イ)以外のもの (イ) インダストリアルタイプのもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ 認証機能変更手数料</td> <td>モバイルアクセスサービス（カテゴリーF及びカテゴリーGに係るものに限ります。）に係る電気通信設備（移動無線装置を除きます。）の設定に関する変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 削除</p>	種 別	内 容	ア 開通手数料	モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (ア) (イ)以外のもの (イ) インダストリアルタイプのもの	ウ 認証機能変更手数料	モバイルアクセスサービス（ カテゴリーF 及びカテゴリーGに係るものに限ります。）に係る電気通信設備（移動無線装置を除きます。）の設定に関する変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容						
ア 開通手数料	モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (ア) (イ)以外のもの (イ) インダストリアルタイプのもの						
ウ 認証機能変更手数料	モバイルアクセスサービス（ カテゴリーF 及びカテゴリーGに係るものに限ります。）に係る電気通信設備（移動無線装置を除きます。）の設定に関する変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日時点

～2020年3月31日

2020年4月1日～

2 料金額

料金種別		単 位	料 金 額
開通手数料	カテゴリ-Xに係るもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	3,000円 (3,300円)

カテゴリ-Gに係るもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	当社とモバイルアクセス契約者が別に合意する額
	1の申込ごとに	当社とモバイルアクセス契約者が別に合意する額

2 料金額

料金種別		単 位	料 金 額
開通手数料	カテゴリ-Xに係るもの(1(適用)の(1)欄の(ア)に限ります。)	1のモバイルアクセス契約ごとに	3,000円 (3,300円)
	カテゴリ-Fに係るものであって1(適用)の(1)欄の(ア)のもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	2,800円 (3,080円)
	カテゴリ-Fに係るものであって1(適用)の(1)欄の(イ)のもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	2,950円 (3,245円)
	カテゴリ-Gに係るもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	当社とモバイルアクセス契約者が別に合意する額
		1の申込ごとに	当社とモバイルアクセス契約者が別に合意する額

附 則 (令和2年3月31日 NS才第00631707号)
この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。